

令和2年度 横浜市税制調査会意見書

— 地方消費税交付金の市町村「自主財源化」
:「市町村消費税」創設による課税権の回復 —

令和3年3月

横浜市税制調査会

はじめに

横浜市税制調査会は、調査会の当然の任務として、常にわが国税制の動向を注視し続けている。税制に変化は生じているか、もしも生じているとすれば、それが横浜市にいかなる影響を及ぼすのか、他の市町村や都道府県の状況にも目配りしつつ、注意深く観察しているのである。

この観察活動において、過去 10 数年ほどの間に行われた税制改正は、まさに異例の改正としか表現のしようがないほど重大である。地方税財政にもたらす影響が極端に大きいのに加えて、後述のように、わが国の伝統的な地方税財政の理論を根底から覆すような税制改正なのである。

そこで本調査会は、令和 2 年度の間を通して、これらの税制改正をいかに評価し、改正による市町村税財政への影響に対してどのように対応すべきか、慎重な審議を重ねた。その熟慮の上で取りまとめを行ったのが、本意見書である。

－ † － † － † － † － † － † － † － † － † －

過去 10 年ほどの税制改正とは、具体的には大別して 2 つであり、1 つは、後掲の【図表 1】にあるように、平成 20 年度の地方法人特別税から始まり、令和元年の特別法人事業税まで続く「地方法人課税の一部国税化」である。いま 1 つは、平成 20 年度に創設されたふるさと納税と、その後（平成 27 年）新設されたワンストップ特例である。

本意見書においては、税制改正の結果、特に大都市部の市町村が非常に大きな悪影響、すなわち税収の減少に見舞われていることを明らかにした。横浜市の場合、「法人市民税の一部国税化」によって 250 億、「ふるさと納税」によって年額で 137 億円（令和元年度）もの税収が失われているのである。

これはこれでももちろん重大事であるが、本当に致命的な問題点は、単に税収の減少ではない。各自治体の課税権が大きく侵害されていることであり、その結果として今後、わが国の地方自治が弱体化へ向かう危険性が大いに高まっていることである。

課税権の縮小については、実際に地方税の一部が国税化されている以上、何らの疑問もないだろう。横浜市の場合には、「国税化」によって法人市民税の 4 割にも相当する課税権が奪われ、その分の自主財源が依存財源に置き換えられてしまったのである。

また後段の「課税権の縮小が地方自治の弱体化に繋がる」という点についても、地方自治に多少なりとも知見があれば、疑問の出される余地はありえな

以上が、横浜市税制調査会が強く提唱する、地方消費税交付金の市町村「自主財源化」・「市町村消費税」創設の概説である。以下で構想の詳細を説明をしてゆくが、地方関係者のみなさま、報道メディアの方々には、是非ともこの提唱の課題や可能性を想像しながら、ご高覧いただきたいと願っている。

というのは、今後、全国の市町村関係者のみなさまと意見交換などもさせていただきつつ、構想を微調整しながら、実現に向けて進んでゆきたいと考えているからである。

「市町村消費税」の創設は、誰にも金銭的な損得が発生しない制度改正なので、実現しようと思えばすぐできると思われるにもかかわらず、これまで一度も耳にしたことがない。その意味では、アイディアの段階にあると言っても良いのかもしれない。まったくオリジナルの構想として、本調査会が始めて提唱するのが、本意見書なのである。

横浜市税制調査会

座長 青木 宗明

委員 上村 雄彦

委員 柏木 恵

委員 川端 康之

委員 柴 由花

委員 望月 正光

1 地方税収に影響を及ぼす近年の税制改正について

1-（1）課税権の縮小につながる近年の税制改正

地方団体の行政サービスに必要な費用は、課税権、すなわち必要な財源を自ら調達する権能により賄うことが基本である。地方団体の課税権は、地方自治の不可欠の要素であり、地方税の充実確保が求められている。本税制調査会の答申でも、これまで、自主財源を保障する課税権は、地方自治の根幹をなす権利であり、地方自治のためには課税権がなくてはならないことを述べてきたところである。

過去 10 年ほどの間に行われた税制改正においても、地方創生、地方分権を推進するためには地方税の充実確保が必要であるとされている。しかしながら、平成 20 年度与党税制改正大綱において、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すためとして、地方法人課税のあり方が見直されたことを皮切りに、税源の偏在是正に関する改正が行われることとなった。法人住民税においても税源の偏在是正が必要とされ、平成 26 年度税制改正において、地方法人税（国税）の創設に伴う法人税割の税率引下げ（一部国税化）が行われた。

その他、偏在是正を直接の目的とはしていないが地方税収に大きく影響を及ぼしたのものとしては、平成 20 年度税制改正における「ふるさと納税の創設」や平成 27 年度税制改正及び平成 28 年度税制改正における「法人実効税率の引下げ」等の税制改正が挙げられる。【図表 1】

【図表 1】課税権の縮小につながる近年の税制改正(平成 20 年度税制改正以降)

税制改正	改正内容
平成 20 年度税制改正	・地方法人特別税・譲与税の創設 ・ふるさと納税の創設
平成 26 年度税制改正	・法人住民税法人税割の一部国税化 (地方法人税創設による地方交付税原資化) ・地方法人特別税の税率引下げ
平成 27 年度税制改正	・法人実効税率の引下げ (34.62%→31.33%) ・ふるさと納税の特例控除額の拡充
平成 28 年度税制改正	・法人実効税率の引下げ (31.33%→29.74%) ・企業版ふるさと納税の創設 ・法人住民税法人税割の更なる一部国税化 (地方法人税の税率引上げ) ・法人事業税交付金の創設 ・地方法人特別税・譲与税の廃止
令和元年度税制改正	・特別法人事業税・譲与税の創設
令和 2 年度税制改正	・企業版ふるさと納税の税額控除額の拡充

1-（2）一部国税化により法人市民税は 4 割減収

こうした改正のうち、とりわけ市町村の税収に大きな影響を及ぼしたのは、「法人住民税の一部国税化」と「ふるさと納税」である。「法人住民税の一部国税化」は、横浜市においても、その影響は相当大きく、減収額は、平成 26

年度改正分・平成 28 年度改正分の合計で、約 250 億円もの額となる（平年度ベースの見込額）。一部国税化前の法人市民税の収入（平成 26 年度決算額）と比較すると、実に 4 割に相当する額が一部国税化により失われ、646 億円あった税収規模は、令和 3 年度実収見込では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる企業収益の減少も相俟って 329 億円にまで落ち込んでいる【図表 2】。法人住民税の一部国税化は、税率そのものを一律に引き下げるものであり、法人住民税の税収が多い他の大都市においても同様の影響を与えていると考えられる。

法人住民税の一部国税化については、自主財源である地方税を縮小し地方の課税権を侵害するものであると、本税制調査会において、これまでも批判^{※1)}してきたところである。

【図表2】横浜市における法人市民税一部国税化の税収への影響

法人市民税の一部国税化による減収影響額（平年度ベースの見込額）	252 億円 (a) 〔平成 26 年度改正分：102 億円〕 〔平成 28 年度改正分：150 億円〕
一部国税化前の法人市民税の税収（平成 26 年決算額）	646 億円 (b) 一部国税化の影響の割合 (a) / (b) 39.0%
(参考) 令和 3 年度当初予算における法人市民税実収見込額	329 億円

※ 一部国税化による減収額は、横浜市の見込額。

また、ふるさと納税については、その減収額（寄附金税額控除額）について、横浜市のほか、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の計 6 市の実績を調査し、次のような結果が得られた。【図表 3】

【図表3】ふるさと納税の税収影響額等の分析

	寄附金税額控除額 (百万円)	人口 (人)	市税計 (百万円)	個人市民税 (百万円)	指数化した値			
					人口一人当たり 控除額 (円)	市税収入 に対する 控除額の割合 (%)	個人市民税の 税収に対する 控除額の割合 (%)	
指定都市	横浜市	① 13,677	① 3,740,944	① 846,456	① 409,323	② 3,656	① 1.62	④ 3.34
	川崎市	④ 5,649	⑤ 1,517,756	④ 361,896	④ 172,752	① 3,722	② 1.56	⑥ 3.27
	名古屋市	② 8,098	③ 2,321,727	③ 600,909	② 230,106	③ 3,488	④ 1.35	① 3.52
	京都市	⑥ 3,904	⑥ 1,468,525	⑥ 305,500	⑥ 117,450	⑥ 2,658	⑤ 1.28	⑤ 3.32
	大阪市	③ 7,443	② 2,727,255	② 776,114	③ 212,002	⑤ 2,729	⑥ 0.96	② 3.51
	神戸市	⑤ 4,407	④ 1,526,639	⑤ 309,262	⑤ 126,419	④ 2,887	③ 1.43	③ 3.49

※1 寄附金税額控除額は、総務省「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査」令和元年度課税における住民税控除額の実績等

※2 市税計及び個人市民税は、令和元年度決算額

※3 人口は、平成31年1月1日現在の各都市の人口推計に基づく人口 ※4 表中○数字は、順位(降順)

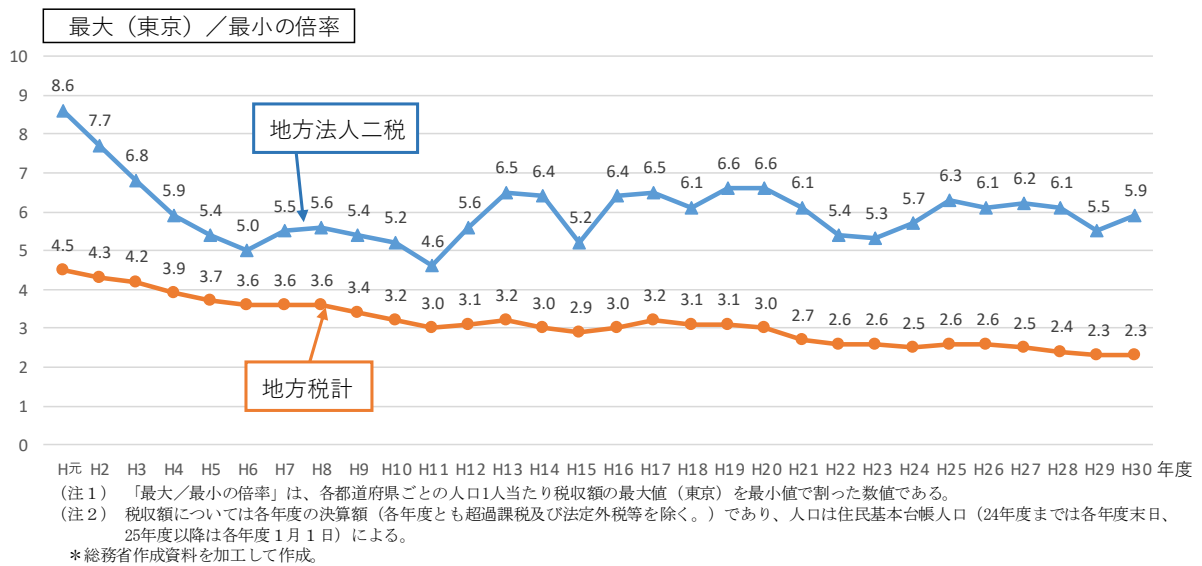
※1 平成 26 年度税制改正から生じる課税自主権の諸問題についての意見（平成 26 年 3 月 31 日）
平成 27 年度 横浜市税制調査会答申 ー法人住民税のあり方と大都市税制ー（平成 28 年 2 月 18 日）

寄附金税額控除額の実績額では、6市のうち人口や個人市民税の税収規模が大きい市の額が当然ながら大きくなり、横浜市で約137億円、名古屋市で約81億円、大阪市で約74億円と続く。一方で、「個人市民税の税収に対する控除額の割合」を見ると、3.3~3.5%程度と、それぞれ各市の間に大きな差異は認められない。ふるさと納税は、流出した絶対額が大きい都市に目が向きやすいが、都市の規模を表す人口や税収額に応じて、指定都市全体で概ね同様の傾向で影響を受けているものである。

1- (3) 大幅削減された交付税に代わる「地方税による税収格差の是正」

地方税収に相当の減収影響をもたらした法人住民税の一部国税化は、自治体間の税源の偏在性を是正し、税収の格差の縮小を図るために行われたものとされているが、自治体間の格差は、現在よりも平成元年頃の方が圧倒的に大きく、法人課税の税収格差は8倍以上あり、地方税全体でみても近年の2倍近い格差があった【図表4】。

【図表4】人口一人あたり税収額の偏在度の推移



こうした状況にもかかわらず、当時、自治体間の税源の偏在性は問題視されなかった。それは、地方税と地方交付税を車の両輪とした伝統的な税財政システムが機能していたためである。伝統的な税財政システムの下では、税収格差が財政力格差を生じさせることのないよう、地方税収が少なく財政力が不足している自治体には、地方交付税による財政調整を行い、自治体間の格差を是正していたのである。

ところが、この間、地方交付税の総額が削減されたことで、地方交付税による財政調整が十分に行われなくなり、地方税、特に地方法人課税の偏在が問題視されるようになった。この結果、本来、地方交付税で是正すべき自治体間の財政力格差が、地方税で是正すべきものとされ、地方税を原資とした財政調整の仕組みができてしまったのである。

2 課税権の回復は急務の課題

2-（1）地方税は地方自治の根幹

近年の税制改正により、自主財源である地方税が交付税化等により縮小し、地方の課税権が侵害されている。地方がより自主性を発揮し、自立的な財政運営を行うためには、地方財源の確保は、地方の根源的な自主財源である地方税の充実によるべきである。指定都市市長会においても、「地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと」等を国に対して要望^(※2)しているところである。

地方税は地方自治の根幹であり、地方税の充実は、地方自治体の自主性・自立性の確保につながるものである。地方自治の観点からも、地方税を充実させることの意義は非常に大きく、侵害された課税権を維持・回復し、地方税源を拡充する必要がある。

2-（2）侵害された課税権を回復するための方策

本税制調査会では、これまで税制について多くの議論を重ねてきたが、侵害された市町村の課税権を維持、回復するための方策を新たに生み出すことは容易ではない。納税者に新たな税負担を安易に求めることや、国や都道府県の歳入に大きな影響を与える手法は、採るべきではないからである。

これらを踏まえた課税権を回復するための方策として、本税制調査会が様々な検討をした結果、提案するのは、地方消費税の市町村の自主財源化である。

3 課税権回復の方策 ～ 地方消費税交付金の市町村「自主財源化」：「市町村消費税」の創設 ～

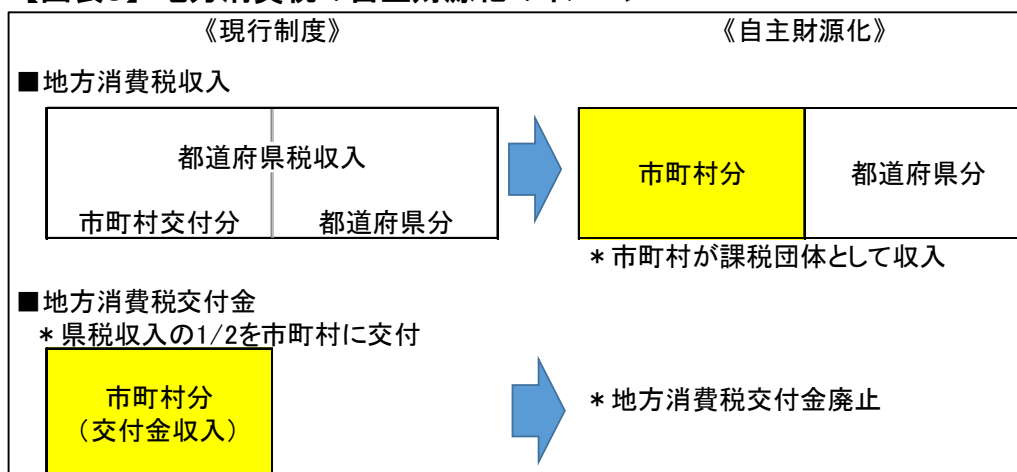
3-（1）地方消費税交付金の市町村「自主財源化」：「市町村消費税」の創設

現行制度において、地方消費税は都道府県税であり、その税収の2分の1は、地方消費税交付金として市町村に交付されている。地方消費税のうち、地方消費税交付金相当分を市町村税化し、市町村が都道府県と並び課税団体となる。これまで税交付金（依存財源）として収入していた財源を市町村税（自主財源）として収入するのである（地方消費税の自主財源化）。市町村に対する地方消費税交付金は、自主財源化に伴い廃止する。【図表5】

この方策は、納税者に新たな税負担が生じないのはもちろん、国や都道府県の実質的な収入に大きな影響を与えることもない。また、詳細は後述するが、地方消費税の賦課徴収についても、現行の仕組みを活用することが可能であるため、その枠組みに大きな変更はない。

※2 指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（令和2年10月）

【図表5】 地方消費税の自主財源化のイメージ



なお、国における消費税と同様に、地方消費税の収入額の一部を、都道府県は医療及び介護等の社会保障施策に要する経費に充てるものとされており（社会保障財源）、地方消費税交付金により収入する市町村も、その収入額の一部を社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。この社会保障財源分の用途については、市町村において自主財源化した場合でも変更する必要はないものである。

3-（2）地方消費税を市町村税とすることの意義

地方消費税は、地方分権の推進、地方福祉の充実等のため、地方の自主財源を充実する必要があるという理由から、平成6年の税制改革の一環として、従来の消費譲与税に代えて創設された。地方消費税は、薄く広く、最終消費者に負担を求める税であると同時に、清算制度と一体的に運用されることを通じ、最も安定的で偏在の少ない地方税であり、地方の基幹税としてますますその重要性が高まっている。地方税源の拡充が、自治体間の税収格差の拡大につながるという意見もあるが、地方消費税であれば、その拡充によって自治体間の格差が拡大するようなことはない。

また、地方消費税は、税収が最終消費地に帰属することから、課税団体において、地域での消費活動活発化などの税源涵養策のインセンティブが働く余地のある税目である。地方自治の観点からも、地方消費税を市町村税とすることの意義は非常に大きいといえる。

さらに、おそらく最も説得力のある意義は、社会保障・社会福祉の財源とされる消費税が、対人福祉サービスの「主役・供給者」である市町村の税となることで、社会福祉行政の一層の充実が期待できることである。消費税の重要性として社会福祉の充実を謳うのであれば、その税収の配分先は、何よりも市町村でなくてはならない。国や都道府県が課税団体となってきたこれまでの方が、この点から観てむしろ不自然な状態なのである。

さて、この自主財源化により、これまで交付金として市町村に収入されてい

た地方消費税が、市町村税として収入されることになる。地方消費税収入は、令和2年度地方財政計画で約5兆8,200億円であり、この半分が市町村税となることから、市町村全体で約3兆円に近い規模での税源の拡充となる。同計画における市町村全体の税収は約22兆3,000億円であり、自主財源化される額は、市町村税全体の税収の約13%に相当する額となる。

また、横浜市における地方消費税交付金の収入額約824億円（令和2年度当初予算）が仮に市税収入となった場合、市税収入約8,441億円の約9.8%に相当する額となる。この効果は大きく、横浜市の一般会計歳入に占める市税収入の割合は48.5%から53.2%に上昇することになる【図表6】。

地方消費税の市町村の自主財源化は、一部国税化による減収額を上回る規模となり、一部国税化により失われた課税権の回復が実現するという点においても、意義があるものとする。

【図表6】 地方消費税の自主財源化の規模(試算)

	市町村全体	横浜市
地方消費税の市町村の自主財源化見込額	約2兆9,105億円	約824億円
令和2年度税収額	約22兆3,086億円	約8,441億円
税収額に対する自主財源化見込額の割合	約13%	約9.8%
一般会計歳入	—	約1兆7,400億円
税収の占める割合（現行）		約48.5%
税収の占める割合（自主財源化後）		約53.2%
（参考）一部国税化による減収額	約8,405億円	約252億円

※1 自主財源化見込額は、市町村全体は「令和2年度地方財政計画」の地方消費税収入を2分の1とした額。横浜市は「令和2年度当初予算」の地方消費税交付金収入。

※2 令和2年度税収額は、市町村全体は「令和2年度地方財政計画」、横浜市は「令和2年度当初予算」。

※3 一般会計歳入の横浜市は、「令和2年度当初予算」より。

※4 一部国税化による減収額は、市町村全体は「平成26年度税制改正の大綱」及び「平成28年度税制改正の大綱」における「税制改正による増減収見込み額」から試算。横浜市は市が公表している見込額。

3-（3） 現行の地方消費税の賦課徴収と清算の仕組み

市町村が課税団体となった場合の課税手法の検討のため、まず、現行の地方消費税の賦課徴収の仕組みを確認しておく。地方消費税には、課税資産の譲渡等（国内取引）に課税される「譲渡割」と課税貨物の保税地域からの引き取り（輸入取引）に課される「貨物割」の2種類がある。譲渡割は、都道府県に申告納付すべきものであるが、当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付することとされ、貨物割は、国（税関）に消費税と併せて申告納付することとされている。

国は賦課徴収した地方消費税を、譲渡割については納税地所在の都道府県に、貨物割については保税地域所在の都道府県に払い込むこととされている。国が賦課徴収を行っている理由としては、納税者にとって「消費税」を国に申告・納付し、「地方消費税」は都道府県に申告・納付しなければならないのは

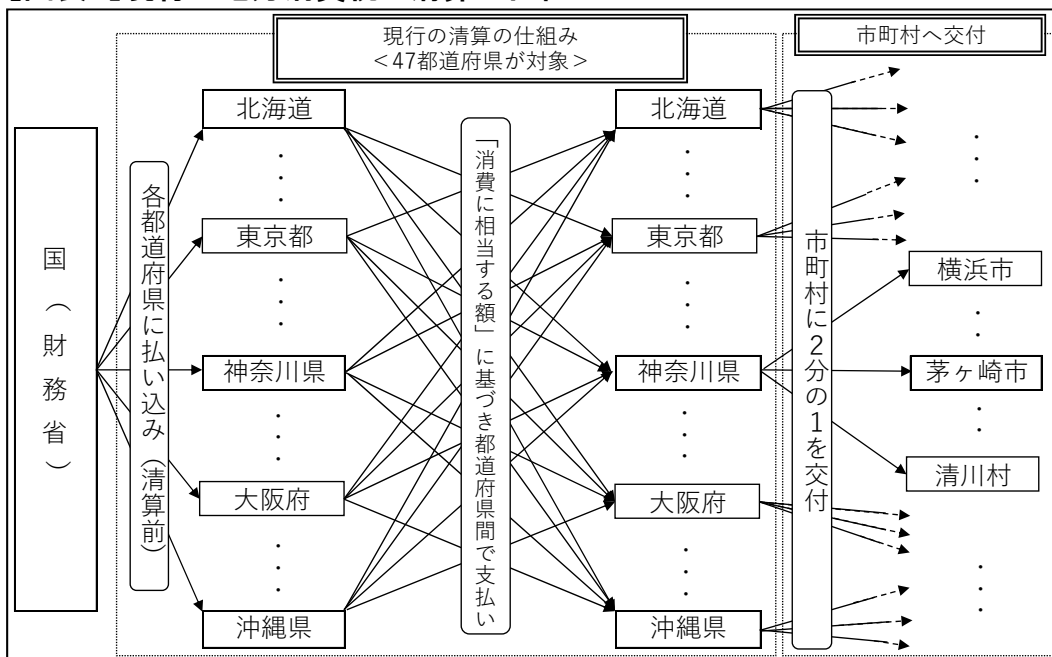
二重の手間で煩雑であることと、後述の地方消費税の「県境税調整」が実際問題として困難なためである。

地方消費税は、国の消費税と同様に各流通段階で事業者課税する一方、前段階の税額を控除する仕組みで、その税負担を最終消費者に求める多段階型の消費課税である。このため、仕向地原則に基づき、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが求められるが、生産・流通・消費過程が同一の都道府県内で完結せず、複数の都道府県にまたがる場合、「最終消費地と税収帰属地の不一致」が生じることから、これを一致させるためには、課税取引ごとに「県境税調整」を行う必要が生じる。しかし、県境に税関に相当する機関を持たない我が国制度の下で、「県境税調整」を実施するには膨大な事務負担が生じることから、現実的な仕組みとして、国が賦課徴収した地方消費税を都道府県に払い込み、それをマクロ的な消費関連の指標により算定した「消費に相当する額」で按分し清算することで、各都道府県における地方消費税収として帰属させている。

都道府県間の清算は年4回行われ、47都道府県がそれぞれ他の46団体と清算を行うものとなっている。各都道府県間において、システム^(※3)により算定された「他の都道府県に支払うべき金額」、「他の都道府県から支払いを受けるべき金額」及びこれを「相殺した金額」等の清算に必要な情報に基づき、清算金の収入・支出の処理を行っている。

このように、現在の仕組みは、国から各都道府県に払い込まれた地方消費税額を清算するため、清算金の支払いを各都道府県間で行うという非効率的なものとなっている。【図表7】

【図表7】現行の地方消費税の清算の仕組み



※3 地方消費税清算情報について、都道府県からの委託により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が情報処理を行っている（「地方消費税都道府県間清算システム」）。

また、各都道府県においては、「地方消費税の収入」、「国への徴収取扱費の支払い」及び「清算金の収入・支出」を処理するため、一般会計とは別に地方消費税の清算のための特別会計を設けてこれを処理している。

3-（4）市町村が課税団体となった場合の賦課徴収と清算

ア 賦課徴収は現行の仕組みを活用

市町村が課税団体となった場合、本来であれば、賦課徴収の事務を自ら行うべきであるが、上述のとおり、申告・納付についての納税者の負担及び県境税調整と同様の問題が生じる。したがって、現行の地方消費税の仕組みを活用し、国が払い込んだ地方消費税収を、「消費に相当する額」を用いて清算し、最終消費地と税収帰属地を一致させるという考え方は維持することが、妥当である。

イ ICT を用いた地方団体間清算システムの現代化

清算の事務については、地方分権あるいは自主財政主義という理念に沿って、全ての事務処理を市町村を含めた地方で行うべきであるが、これには、「①市町村を含めた全地方団体の「消費に相当する額」の算定」、「②全地方団体間の清算の仕組みの構築」の2つが必要となる。

① 市町村を含めた全地方団体の「消費に相当する額」の算定

「消費に相当する額」の算定に用いられている統計データは、「小売年間販売額（平成26年商業統計）」、「サービス業対個人事業収入額（平成28年経済センサス活動調査）」及び「人口（平成27年国勢調査）」の3つある。このうち、「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」においては、市町村単位の統計データが作成されておらず、現在、市町村ごとの「消費に相当する額」を統計上把握することができない。地方消費税交付金の交付基準が、「消費に相当する額」ではなく、これに代替する指標として人口及び従業者数を用いることとしているのは、このためである。

そこで、「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」について、市町村ごとの統計データを作成することが必要となる。これには、統計調査の結果（個票データ）を市町村単位で抽出・集計しなければならないが、いずれの統計にかかる調査も事業所単位で調査が行われており、事業所所在地が調査項目となっていることから、市町村単位でデータを抽出し、「消費に相当する額」を算定することは理論的に可能と考えられる。

② 全地方団体間の清算の仕組みの構築

現行では、47都道府県が国から払い込みを受けてそれぞれ他の46団体と清算を行うものとなっているが、これは、煩雑で非効率的な仕組みである。

1,700を超える市町村が課税団体に加わるのを機に、事務の簡素化、効率化の観点から見直すべきであろう。

仮に、現行の仕組みのまま市町村が地方消費税の課税団体となった場合、国は、地方消費税として申告納付された額の2分の1を都道府県に払い込み、残りの2分の1を市町村に払い込むこととなる。現在、財務省が都道府県単位で払い込んでいるものをあわせて市町村単位でも払い込むこととなるため、このままでは、国における事務は大幅に増加してしまう。ほとんどの税務署が複数市町村を管轄しているため、市町村への払込額の算定について、管轄内のどの市町村を納税地として払い込むかという問題もある。

また、各地方団体間における清算についても、都道府県とあわせ他の1,700あまりの団体と清算を行うのは、現実的にとるべき方法ではない。

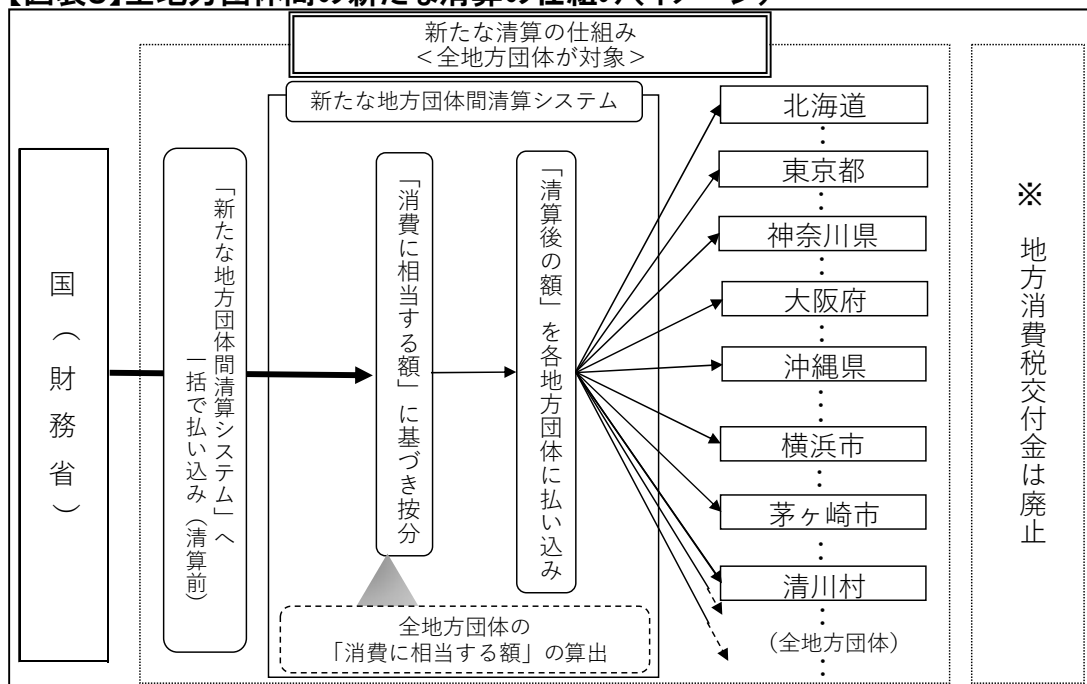
地方消費税の市町村の自主財源化にあたっては、これらの非効率的な仕組みを改める必要がある。その方法として、例えば、全地方団体で運営する地方共同法人等を活用し、次のような機能を持った「新たな地方団体間清算システム」を構築することが考えられる。

<新たな地方団体間清算システム>

- (1) 全地方団体間の清算に必要な統計データを集約し、各地方団体の「消費に相当する額」を算出する。
- (2) 国から全地方団体分の地方消費税の払い込みを受ける。
- (3) (1)で算出した各地方団体の「消費に相当する額」に基づき、(2)で払い込まれた地方消費税を按分する。
- (4) 各地方団体へ(3)により按分した額を払い込む。

このような、「新たな地方団体間清算システム」により、現在、各都道府県で行われている「清算金の支出・収入」等の処理は不要となるほか、市町村においても、清算にかかる事務負担はほとんど生じず、事務の大幅な効率化が可能となるのである。【図表8】

【図表8】全地方団体間の新たな清算の仕組み(イメージ)



デジタルトランスフォーメーションが推進される中で、新たな清算の仕組みと、それを効率的に実現するシステムを構築し、地方消費税の市町村の自主財源化を進めるべきである。

3-（5）自主財源化に伴う留意事項：徴収のコスト負担と財源の変動

ここまで、課税権を回復するための方策としての地方消費税の市町村の自主財源化、それを実現するための地方団体間清算システムの現代化などの仕組みを示してきた。ここでは、自主財源化に伴って生じる、その他の留意すべき点について述べておく。

ア システム対応のための経費と小規模市町村への配慮

市町村が課税団体になることに伴い、「新たな地方団体間清算システム」等のシステムに対応するための経費が必要となる。

市町村にとっては新たな負担となるものだが、これまでに失われてきた課税権を回復し、これを守るためには、必要なコストである。ただし、財政力が弱い特に規模の小さな市町村については、その負担について、引き続き都道府県等が負担するなどの配慮を検討することもできるだろう。

イ 現行の交付金から市町村消費税への移行に伴う変化と地方交付税による調整

自主財源化により地方消費税に係る収入が、交付金における人口・従業者数の按分から、消費に相当する額の按分が変わることで、市町村によっては、減収となる団体もあることが想定される。自主財源化に伴って生じるこの減収額については、地方交付税による財政調整の範囲と考えられるが、一定の減収が生じるとしても、課税権を回復させることの方がより重要であり、意義があるものとする。

ウ 国への徴収取扱費の支払い

課税団体となることに伴い、市町村においても、国への徴収取扱費の支払いを行うこととなるが、現行の地方消費税交付金においても、既に徴収取扱費を支払った後の都道府県税収入額の2分の1が交付されていることから、この支払いにより新たな財政的負担が生じるものではない。

おわりに

以上の提唱が、横浜市税制調査会が審議の末に辿り着いた結論である。これまで語られたことのないオリジナルの構想であるが、むしろ提唱されなかったことの方が不思議なほどである。待ったなしの状態において、考えられる選択肢も少ない中で、なぜこれが提唱されなかったのだろうか。

そのような疑問が湧くほどに、市町村の課税権回復は急務の課題である。わが国の基礎的団体における地方自治が衰弱してしまうことのないよう、早急に手が打たれねばならない。そして、そのために構想しうるのは、この「市町村消費税」の創設しかない。この構想であれば、誰にも金銭的な損得が生じないので、制度改正への反対・抵抗も相対的に小さいと思われるのである。

この主張に対して、国からの交付金や補助金で税収減が埋められるなら、そんなに無理をして課税権を回復しなくとも良いのではないかという意見があるのかもしれない。本調査会は、この意見を明確に、断固として否定する。

何よりも重要なのは、課税を通した行政と地域・住民との双方向の結びつきであり、それによって地方自治を健全に維持できるかどうかなのである。もしも、この信念を貫くことができずに、財源が確保できれば何も文句は言わないという墮落へと転ずるならば、わが国の地方自治は、それほどの時を待たずして消滅の時を迎えることになるのである。